欠格事由チェック表 (法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類)

法人名│特定非営利活動法人○○○

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。

チェック 欄

 $\bigcirc$ 

- 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合
  - イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は 基準を満たしていれば、「〇」 特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因 を記載して下さい。 年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定 う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しく は刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地 方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又は その執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - 二 暴力団の構成員等
- 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人
- 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年 を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長 等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付 を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人
- 6 次のいずれかに該当する法人
  - イ 暴力団
  - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役	員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
	イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定 非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消し の原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動 法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であ った者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有	
	口	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	· (無)
	ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	·
	二	暴力団の構成員等の有無	有	· (!!)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法	はい・いいえ
	人	

3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

はい・いい



4		は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終 から3年を経過しない法人	はい・いいえ
	添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること。(役員報酬等規程等提出書には添付不要)	(1)

	6	次のいずれかに該当する法人	
	イ	暴力団	はいいいま
	口	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いんえ

はい・いく

国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を

経過しない法人

- 注1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条 若しくは第 247 条をいいます。
  - 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号口に規定する暴力団又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
  - 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。